

⑤

令和 6 年 6 月

条例議案概要説明書

目 次

	ページ	
議案第 4 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 を定めるについて……………	1
議案第 4 9 号	徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償 条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 5 0 号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改 正する条例を定めるについて……………	2
議案第 5 1 号	徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例 を定めるについて……………	2

議案第48号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 災害応急作業等手当の新設

災害応急対策に係る業務に従事した職員に関し、国及び徳島県の取扱いに準じ、次のとおり災害応急作業等手当を新設する。

- (1) 異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において行う次に掲げる業務に従事したときは、それぞれ次に定める額の災害応急作業等手当を支給する。

ア 巡回監視 1日につき710円

イ 当該災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務 1日につき1,080円

- (2) 災害対策本部が設置された本市以外の被災地において、災害応急対策に係る避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務若しくは被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又はこれらに相当する業務に従事したときは、1日につき1,080円の災害応急作業等手当を支給する。

- (3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ次に定める額とする。ただし、同一の日において、次に掲げる場合のいずれにも該当したときは、イに定める額とする。

ア 前記(1)及び(2)の業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 前記(1)及び(2)の額にその100分の50に相当する額を加算した額

イ 前記(1)及び(2)の業務が市長が特に危険であると認める区域で行われた場合 前記(1)及び(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議案第49号

徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均1.71%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	177,950円	172,550円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	81,290円	77,890円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	88,980円	86,280円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	40,600円	38,900円

3 施行期日等

公布の日から施行し、前記1は令和5年4月1日から、前記2は令和6年4月1日から適用する。

議案第50号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 災害応急作業等手当の新設

災害応急対策に係る業務に従事した職員に関し、国及び徳島県の取扱いに準じ、災害応急作業等手当を新設する。

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議案第51号

徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 普通運賃の改正

旅客自動車運送事業と市内均一料金制及び共通乗車制を実施している運行事業者の市内路線運賃が改定されることに伴い、運賃の整合性を図ることによって利用者の利便性を保つため、大人の利用に係る普通運賃の額を、250円（現行 210円以内において管理者が定める額）とする。

2 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。